

栄村資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就職を目指す村民及び村内就業者の資質向上を促進し、雇用機会の拡大や村民の所得向上、村内企業の負担軽減や人材育成に資するため、仕事に役立つ資格の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するもの及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項各号に規定するもの並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する組合をいう。ただし、社会福祉法人においては、資本金の額又は出資の総額を基本金と読み替え、中小企業と同様に取り扱うものとする。
- (2) 就労者とは、中小企業の村内事業所において常時勤務している役員及び正規雇用の従業員（自営業にあつては個人事業主を含む。）及び収入のため現に働いている者をいう。ただし、事業所の代表者が認めた場合は、非正規雇用の従業員を含むことができる。
- (3) 求職者とは、非正規雇用者として勤務している者、定まった職を持たない者及び失業した者のうち、公共職業安定所に登録し求職活動している者をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修大学のほか、国の法理に基づく大学校及び短期大学校に在籍している者を除く。
- (4) 高校生とは、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍している者をいう。
- (5) 資格を取得した日とは、合否の判明があつた日及び認定等を受けた日の遅い日とする。

(対象資格)

第3条 補助金の交付対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる資格
- (2) 前号に定めるもののほか、村長が特に認めるもの

(対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、就労者、求職者又は高校生のうち、次のいずれのも該当する者とする。

- (1) 対象資格の取得に必ず要する講習又は試験等を受けるための費用（以下「対象費用」という。）が支払われていること。
- (2) 資格を取得した日の属する年度の当初において満年齢が65歳未満であること。
- (3) 資格を取得した日の属する年度の当初から交付決定時点において本村に住所を有し、今後もしも引き続き村内に居住する意思があること。

2 就労者、求職者又は高校生は、支払日時点においてそれぞれ第2条第2号、同条第3号又は同条第4号に該当する状況であること。

(申請者)

第5条 補助金交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、対象者が就労者の場合にあつては当該就労者が勤務する事業者の代表者、求職者の場合にあつては求職者本人、高校生にあつては保護者とし、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象費用を負担していること。
- (2) 資格を取得した日において本村に住所を有すること。ただし、申請者が法人の場合にあつては資格を取得した日において本村に事業所を有すること。
- (3) 申請日において栄村税条例（昭和32年栄村条例第14号）に規定する村税及び栄村国民健康保険税条例（昭和44年栄村条例第13号）に規定する国民健康保険税（以下「村税等」という。）に滞納がないこと。

2 就労者が自ら対象費用を負担した場合は、対象者本人が申請できるものとする。ただし、その場合には、次のいずれにも該当すること。

- (1) 当該在職者が勤務する事業所の代表者から同意を得ていること。
- (2) 申請日において村税等に滞納がないこと。

3 第1項及び前項の規定により就労者を対象として申請できるのは、同一年度において1事業所につき3人に限る。

(対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象費用のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資格取得に必ず要する講習等の受講料（受講に必要とされる教材費を含む。）

- (2) 資格取得に必ず要する受験料
- (3) 資格取得に必ず要する登録料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めた費用
- (5) その他村長が必要と認める書類
(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、対象者1人につき5千円以上5万円以内とする。

2 前項において、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて栄村資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

- (1) 対象資格を取得したことが証明できる書類の写し
- (2) 受講料の領収書等対象経費を明らかにする書類
- (3) 村税等の滞納状況の調査を認める同意書（様式第2号）
- (4) 申請者が求職者の場合にあつては、離職していることを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、離職票等）の写し
- (5) 対象者が高校生の場合にあつては、学生証等在学を明らかにする書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書の提出期限（以下「申請期限」という。）は、資格を取得した日から3か月以内とする。

3 同一年度において補助金の交付申請ができる資格は、1人につき1種類に限る。

4 以前に本事業の適用を受け補助金の交付を受けた場合は、同一の資格について再び対象として補助金の交付申請をすることはできない。

5 他の制度（厚生労働省が定める教育訓練給付制度を除く。）による補填対象となっている場合は、補助金の交付申請をすることができない。

(交付決定)

第9条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、栄村資格取得支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）

により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、通知を受理した後速やかに栄村資格取得支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいると認められるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対象となる資格一覧

土木施工管理技士	S X F 技術者	管理栄養士
地山の掘削及び土止め支保工 作作業主任者	危険物取扱者	調理師
型わく支保工の組立等作業主 任者	ボイラー技士	食品衛生管理者
足場の組立て等作業主任者	ガス溶接作業主任者	消防設備点検資格者
移動式クレーン運転士	ガス溶接技能講習修了	配水管技能者
小型移動式クレーン運転技能 講習修了	酸素欠乏危険作業主任者	溶接技能者
玉掛け技能講習修了者	林業架線作業主任者	解体工事施工技士
フォークリフト運転技能講習 修了	木材加工用機械作業主任者	下水道管路管理技士
ショベルローダー等運転技能 講習修了	大型特殊自動車免許	防火対象物点検資格者
車両系建設機械運転技能講習	大型特殊自動車二種免許	

修了		
不整地運搬車運転技能講習修了	大型自動車免許	
高所作業車運転技能講習修了	大型自動車二種免許	
舗装施工管理技術者	中型自動車免許	
コンクリート主任技士	中型自動車二種免許	
コンクリート技士	普通自動車二種免許	
のり面施工管理技術者	牽引免許	
地すべり防止工事士	牽引二種免許	

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）